

○農林省令第二十九号

農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)第二十二條の五第四項、第二十七條第四項、第五十六條第四項、第六十九條第二項及び第七十條第二項、植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第六條第二項、第七條第一項第一号、第八條第七項、第十六條の二第一項、第十六條の三第一項、第十八條第一項及び第二十二條第一項、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第七條第一項第十六号、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第四條第一項、第七條(同法第三十條第二項及び第三十一條第三項において準用する場合を含む。)、第十一條、第十二條第一項、第二十八條、第三十六條第一項第一号及び第三十八條、飼料の品質改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第十五條の二、沖縄産糖の糖類安定事業団による買入れ等に関する特別措置法(昭和三十九年法律第四十二号)第二項、砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十年法律第百九号)第四十八條第二項、林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十條第二項、第十七條第一項及び第二十三條、国有林野の活用に関する法律(昭和四十六年法律第百八号)第三條第一項第一号並びに外国人漁業の規制に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)第二條第一項の規定に基づき、並びに植物防疫法、蚕糸業法(昭和二十年法律第五十七号)及び漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)を実施するため、並びに沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律(昭和四十六年法律第百三十号)の施行に伴い、沖縄の復帰に伴う農林省令の改廃に関する省令を次のように定める。

昭和四十七年五月十三日

沖縄の復帰に伴う農林省令の改廃に関する省令

農林大臣 赤城 宗徳

四 さとうきびの生葉及び地下部
第二十四条第一項第二号中「十二月三十一日」の下に、「沖縄県の区域内においては十一月三十日」を加える。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 植物等の移動の制限及び禁止

(移動制限地域及び移動制限植物)

第三十五条の二 法第十六条の二第一項の地域及び植物を別表二のとおり定める。

(移動制限植物等の移動制限の例外)

第三十五条の三 法第十六条の二第一項の省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 試験研究の用に供するため農林大臣の許可を受け、かつ、当該許可を受けたことを証する書面(第二十二号の二様式)(第三項において「移動制限植物等移動許可証」という。)を添付して移動する場合

二 別表二の三の項の植物の欄に掲げる植物及びその容器包装を同項の地域の欄に掲げる地域から久米島、宮古群島又は八重山群島へ移動する場合

2 前項第一号の許可を受けようとする者は、その者の住所を管轄する植物防疫所を経由して農林大臣に移動制限植物等移動許可申請書(第二十二号の三様式)を提出しなければならない。

3 農林大臣は、第一項第一号の許可をしたときは、当該許可を申請した者に対し、移動制限植物等移動許可証を交付するものとする。

(移動検査及び検査確認の表示)

第三十五条の四 法第十六条の二第一項の検査(以下この条において「移動検査」という。)は、別表二の一の項の地域の欄に掲げる地域内にあるとが、すいか及びかぼちやの生果実並びにこれらの容器包装について行なう。

2 移動検査は、植物防疫所又は植物防疫所長の指定する場所で行なう。ただし、当該植物及びその容器包装の所在地で移動検査を受けたい旨の申請があつた場合において、当該植物の数量が多く、かつ、不合格品の補充の便宜等のため必要があると認めるときは、当該所在地で行なうことができる。

3 移動検査を受けようとする者は、当該植物及びその容器包装を移動しようとする日の二日前まで(前項ただし書の場合には移動検査を受けようとする日の五日前まで)に植物防疫官に検査申請書(第二十二号の四様式)を提出しなければならない。

4 植物防疫官は、前項の規定により移動検査を申請した者に対し、あらかじめ移動検査の期日を通知しなければならない。

5 第三項の規定により移動検査を申請した者には、第十二条の規定を準用する。

6 法第十六条の二第一項の有害動物又は有害植物が附着していないと認める旨を示す表示は、移動検査の結果、当該植物又はその容器包装にウリミバエが附着していないと認められた場合に、当該植物又はその容器包装に検査合格証明書(第二十二号の五様式)若しくは検査合格証票(第二十二号の六様式)を添付し、又は検査合格証印(第二十二号の七様式)を押印し、若しくは検査合格証紙(第二十二号の八様式)をはり付けてするものとする。

(消毒の確認及び確認の表示)

第三十五条の五 法第十六条の二第一項の消毒の確認(以下この条において「消毒の確認」という。)は、別表二の地域の欄に掲げる地域内にあるトマト、パパイヤ、りんしゅうみかん、けらじみかん、ポンカン、タンカン、すもも、ばんじょう及びくだものときいそうの生果実並びにこれらの容器包装について行なう。

2 消毒の確認は、植物防疫所又は植物防疫所長の指定する場所で行なう。

3 消毒の確認を受けようとする者は、当該確認を受けようとする消毒を行なう二日前までに植物防疫官に消毒確認申請書(第二十二号の九様式)を提出しなければならない。

(植物防疫法施行規則の一部改正)

第二条 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 指定種苗の検査(第三十二条―第三十五条)」を「第四章 指定種苗の検査(第三十二条―第三十五条)」に改める。

三十二条―第三十五条の二―第三十五条の十」に改める。

第一条第一項中「又は法第十五条第二項」を、「法第十五条第二項、法第十六条の二第二項又は法第十六条の三第二項」に、「少くとも」を「少なくとも」に改める。

第二章中「禁止品」を「輸入禁止品」に改める。

第六条第一項中「次の通り」を「次のとおり」に改め、同項第一号中「茶花」の下に、「那覇、泊、平良、石垣」を加え、同項第二号中「笠利」の下に、「那覇、嘉手納」を加える。

第九条の見出しを「輸入禁止地域及び輸入禁止植物」に改め、同条中「別表の通り」を「別表一のとおり」に改める。

第十四条中「但し」を「ただし」に改め、同条に次の一号を加える。

4 植物防疫官は、前項の規定により消毒の確認を申請した者に対し、あらかじめ消毒の確認の期日を通知しなければならない。

5 第三項の規定により消毒の確認を申請した者には、第十二条の規定を準用する。

6 法第十六条の二第一項の消毒したと認める旨を示す表示は、消毒の確認をした場合に、当該植物又はその容器包装に消毒確認証明書(第二十二号の十様式)若しくは消毒確認証票(第二十二号の十一様式)を添付し、又は消毒確認証印(第二十二号の十二様式)を押印し、若しくは消毒確認証紙(第二十二号の十三様式)をはり付けてするものとする。

(消毒の基準)

第三十五条の六 法第十六条の二第一項の省令で定める基準は、別表三の植物の欄に掲げる植物の種類に応じ、同表の消毒の基準の欄に掲げるとおりとする。

(移動禁止地域及び移動禁止植物等)

第三十五条の七 法第十六条の三第一項の省令で定める地域内にある植物で省令で定めるものを別表四のとおり定める。

2 法第十六条の三第一項の省令で定める地域内にある有害動物で省令で定めるものを別表五のとおり定める。

(移動禁止植物等の移動許可)

第三十五条の八 法第十六条の三第一項ただし書の許可を受けようとする者は、その者の住所を管轄する植物防疫所を経由して農林大臣に移動禁止植物等移動許可申請書(第二十二号の十四様式)を提出しなければならない。

2 農林大臣は、法第十六条の三第一項ただし書の規定による許可をしたときは、当該許可を申請した者に対し、許可したことを証する書面(第二十二号の十五様式)を交付するものとする。

(移動禁止植物等の移動許可の条件)

第三十五条の九 法第十六条の三第二項において準用する法第七条第三項の規定に基づいて附する条件は、通常次の事項とする。

一 移動前に移動しようとする移動禁止植物等(第三十五条の七第一項の規定する植物若しくは同条第二項の規定する有害動物又はこれらの容器包装をいう。以下この項において同じ。)が法第十六条の三第一項ただし書の許可を受けているものである旨の植物防疫官の確認を受けること。

二 移動しようとする移動禁止植物等の移動又は荷造の方法に関する事。

三 移動後の移動禁止植物等の管理の場所及び期間その他の管理の方法に関する事。

四 移動後の移動禁止植物等の管理の責任者に関する事。

五 移動後の移動禁止植物等の譲渡その他の処分制限又は禁止に関する事。

六 前各号の条件に違反したときは、当該許可を取り消し、又は当該移動禁止植物等及びその生産物の廃棄を命ずることがあること。

2 法第十六条の三第一項ただし書の許可を受けた者については、第八条第二項の規定を準用する。

(廃棄命令書及び処分証明書)

第三十五条の十 法第十六条の五の規定により植物防疫官が植物、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれらの容器包装の廃棄を命じ、又は自らこれを廃棄した場合には、第二十一条第一項及び第二十二条の規定を準用する。

第四十条中「カキヘタムシ」を「カキヘタムシ、バイナツブルコナカイガラムシ、カンシヤコバナネガカメムシ」に改める。

別表二の二の項の地域の欄中「琉球諸島(硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。))を除く。以下同じ。」を削り、同項の植物の欄中(沖縄本島から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるものであつて、原産地証明書のあつてもを除く。次項において同じ。)を削り、同表の三の項の地域の欄中「琉球諸島」を削り、同項の植物の欄中(久米島を除く。沖縄群島から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるものを除く。))を削り、同表の五の項から七の項までの地域の欄中「琉球諸島」を削り、同表中八の項を削り、九の項を八の項とし、十の項から十四の項までを一項ずつ繰り上げ、同表の十五の項の地域の欄中、琉球諸島」を削り、同項を同表の十四の項とし、同表を別表一とし、同表の次に次の四表を加える。

地 域	植 物	基 準	備 考
一 久米島、宮古群島、入重山群島	とうが、すいか及びかぼちらの生果 実 トマト及びパイヤの生果実	くん蒸基準 度 時 間	ウリミバエ ウリミバエ ウリミバエ ウリミバエ ウリミバエ ウリミバエ
二 北緯二十八度四十分以南の南西諸島(大東諸島を含む。)、小笠原諸島	りんしゅうみかん、けらじみかん、 ポンカン、タンカン、すもも、ばん じろう及びくだものときいそうの生 果実	くん蒸基準 度 時 間	ミカンコミバエ ミカンコミバエ ミカンコミバエ
三 奄美群島、沖縄群島(久米島を除く)、大東諸島、小笠原諸島	トマト及びパイヤの生果実	くん蒸基準 度 時 間	ミカンコミバエ

別表三

植 物	方 法	使 用 及 び 薬 劑 量	基 準	備 考
りんしゅうみかんの生果実	エチレンダイブ ロマイドくん蒸	エチレンダイブ ロマイドくん蒸 立方メートル当たり リ八グラム	二〇〜三三度 二時間	1 くん蒸中は、か くはん装置で庫内 のガスをかくはん し、ガス濃度の均 一化をはかる。
けらじみかんの生果実	エチレンダイブ ロマイドくん蒸	エチレンダイブ ロマイドくん蒸 立方メートル当たり リ一〇グラム	二〇〜三〇度 二時間	2 くん蒸中は、か くはん装置で庫内 のガスをかくはん し、ガス濃度の均 一化をはかる。
りんしゅうみかんの生果実	エチレンダイブ ロマイドくん蒸	エチレンダイブ ロマイドくん蒸 立方メートル当たり リ一〇グラム	二〇〜三〇度 二時間	3 くん蒸中は、か くはん装置で庫内 のガスをかくはん し、ガス濃度の均 一化をはかる。
エチレンダイブ ロマイドくん蒸	エチレンダイブ ロマイドくん蒸 立方メートル当たり リ一〇グラム	エチレンダイブ ロマイドくん蒸 立方メートル当たり リ一〇グラム	二〇〜三〇度 二時間	4 くん蒸中は、か くはん装置で庫内 のガスをかくはん し、ガス濃度の均 一化をはかる。
エチレンダイブ ロマイドくん蒸	エチレンダイブ ロマイドくん蒸 立方メートル当たり リ一〇グラム	エチレンダイブ ロマイドくん蒸 立方メートル当たり リ一〇グラム	二〇〜三〇度 二時間	5 くん蒸中は、か くはん装置で庫内 のガスをかくはん し、ガス濃度の均 一化をはかる。
エチレンダイブ ロマイドくん蒸	エチレンダイブ ロマイドくん蒸 立方メートル当たり リ一〇グラム	エチレンダイブ ロマイドくん蒸 立方メートル当たり リ一〇グラム	二〇〜三〇度 二時間	6 くん蒸中は、か くはん装置で庫内 のガスをかくはん し、ガス濃度の均 一化をはかる。
エチレンダイブ ロマイドくん蒸	エチレンダイブ ロマイドくん蒸 立方メートル当たり リ一〇グラム	エチレンダイブ ロマイドくん蒸 立方メートル当たり リ一〇グラム	二〇〜三〇度 二時間	7 くん蒸中は、か くはん装置で庫内 のガスをかくはん し、ガス濃度の均 一化をはかる。

別表四

すもも、ば んじろう及 びくだもの とけいそう の生果実	エチレンダイブ ロマイドくん蒸 り入グラム	エチレンダイブ ロマイドくん蒸 り入グラム	二五〜三三度	二時間	4 日以上経過したも のについて行な う。
トマトの生 果実	臭化メチル 庫一立方メ タリ五〇グ ラム	臭化メチル 庫一立方メ タリ五〇グ ラム	二〇〜二八度	三時間	5 くん蒸は、植物 防疫所長が定める 基準に該当する施 設等において行な う。
パパイヤの 生果実	エチレンダイブ ロマイドくん蒸 り入グラム	エチレンダイブ ロマイドくん蒸 り入グラム	二〇〜三〇度	四時間	

一 北緯二十八度 四十分以南の南 西諸島(大東諸 島を含む)小笠 原諸島	かんきつ類(うんしゅうみかん、けらしまかん、 ポンカン及びタンカンを除く)、わんびびわ、 もも、さくら、いちじく、がじゆまる、りゅう がん、れいし、ごれんし、きばんさくら、アボ カド、ランブータン、くろつづく、りんご、しゆ サントール、てりはばく、ももたまな、かき 植物、なす属植物、はくの木属植物、マンゴウ 属植物、なつめ属植物、とけいそう属植物(く だものときいそうを除く)、あかてつ科植物(く だものときいそうを除く)、はなれいし属植物、ふくぎ属 植物及びとうがらし属植物の生果実並びに成熟 したバナナの生果実	備考(まん延防止を必 要とする有害動物)
二 久米島、宮古 島、八重山群 島	さつまいも属植物、あさがお属植物及びひるが お属植物の生葉及び生塊根等の地下部	イモゾウムシ
三 口永良部島、 北緯三十度以 南の南西諸島 (大東諸島を含 む)、小笠原諸 島	さつまいも属植物、あさがお属植物及びひるが お属植物の生葉及び生塊根等の地下部	ウリミバエ
四 北緯三十度以 南の南西諸島 (大東諸島を含 む)	さつまいも属植物の生葉及び生塊根等の地下 部	アリモドキゾウムシ

別表五

地	城	有害動物
一 北緯二十八度四十分以南の南西諸島(大東諸島を含む)、小笠原諸島		ミカンコミバエ、イモゾウムシ及びアフリカマイマイ
二 久米島、宮古群島、八重山群島		ウリミバエ

三 口永良部島、北緯三十度以南の南西諸島(大東諸島を含む)、小笠原諸島

四 北緯三十度以南の南西諸島(大東諸島を含む)

第二号様式中「禁止品輸入許可申請書」を「輸入禁止品輸入許可申請書」に改める。

第四号様式中「植物、禁止品等輸入検査申請書」を「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」に改める。

第二十二号様式の次に次の十四様式を加える。

第二十二号の二様式

省 農 林 省

農 林 省

移 動 制 限 植 物 等 移 動 許 可 証

第 号

年 月 日

下記.....は、植物防疫法施行規則第35条の3第1項第1号の許可を受けたものであることを証明する。

普通名称及び字
種 数 及び 数 量 地
産 器 包 装 の 種 類
許可申請者の住所及び氏名
荷送人の住所及び氏名
移 動 の 条 件

農 林 省

第 二 十 二 号 の 三 様 式

移 動 制 限 植 物 等 移 動 許 可 申 請 書

下記のとおり移動したいので許可願いたく.....植物防疫所を經由して申請します。

年 月 日

住 所

職 業

農 林 大 臣 殿

氏 名

印

植物等の普通名称及び学名	
種 数 及 び 数 量	
産 地	
器 包 装 の 種 類	
移 動 の 方 法	

……植物防疫所(……支所又は出張所) 植物防疫官 殿

消毒予定日及び消毒場所								
積載船(機)名及び積出予定日								
積出予定港								
除揚予定港								
荷送人の住所及び氏名								
荷受人の住所及び氏名								
容器包装の種類								
植物の種類								
種類								
種数								
数量								
産地								
備考								

農二十三令G十號試

第 号

年 月 日

移動制限植物等消毒確認証明書

……植物防疫所(……支所又は出張所)

植物防疫官 氏 名

㊦

下記植物等について、植物防疫法第16条の2第1項の消毒の確認をしたことを証明する。

植物の種類、種数及び数量
 容器包装の種類
 荷送人の住所及び氏名
 荷受人の住所及び氏名
 消毒 年 月 日

農二十三令G十一號試

移動制限植物等消毒確認証票

植物の種類

数 量

容器包装の種類

消毒の方法

この……について植物防疫法第16条の2
 第1項の消毒の確認をしたことを証明す
 る。

年 月 日

——植物防疫所(……支所又は出張所)

9.1センチメートル

6.4センチメートル

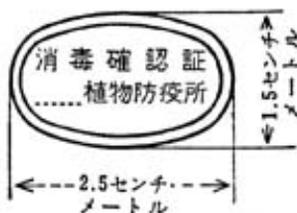
農二十三令G十三號試



備 考

- (1) ——には、植物防疫所(支所又は出張所)の名称を記入すること。
- (2) 数字は、消毒確認年月日を記入すること。

農二十三令G十三號試



備 考

——には、植物防疫所の名称を記入すること。

農二十三令G十四號試

移動禁止植物等移動許可申請書

下記のとおりに移動したいので許可願いたく……植物防疫所を經由して申請します。

年 月 日

住 所

職 業

氏 名

㊦

農林大臣 殿

植物等の普通名称及び学名	
種数及び数量・属	
産地	
容器包装の種類	
移動の方法	
移動の目的	
移動予定年月日	
荷送人の住所・氏名・職業	
荷受人の住所・氏名・職業	
移動後の管理の場所その他の管理方法	
移動後の管理責任者	
利用期間及び利用後の処理方法	
その他参考となるべき事項	

第三十二号の十号様式

第 号
年 月 日

移動禁止植物等移動許可証

農 林 省
下記.....は、植物防疫法第16条の3第1項ただし書の許可を得たものであることを証明する。

普通名称及び学名
個数及び散量
産地
容器包装の種類
許可申請者の住所及び氏名
荷送人の住所及び氏名

附 則

この省令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。ただし、第十二条及び第十三条の規定は、昭和四十七年十月一日から施行する。